



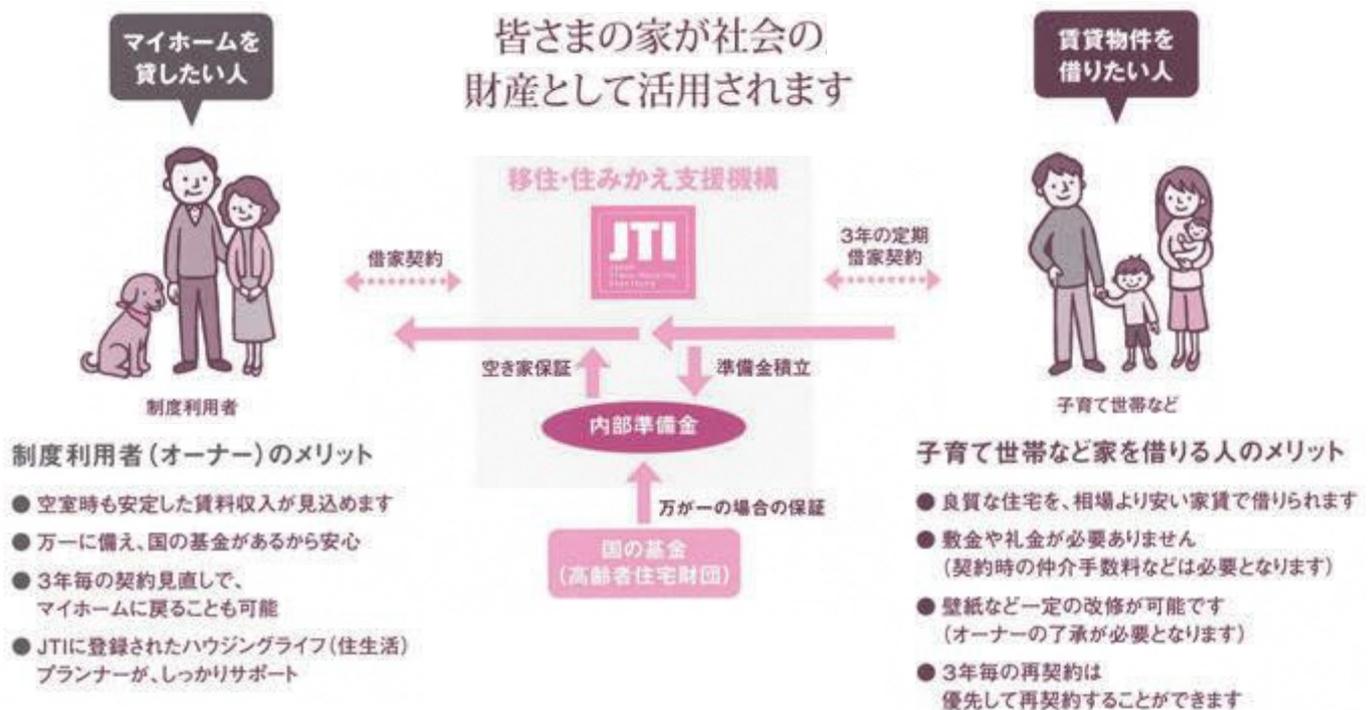
マイホーム借上げ制度の紹介窓口を開設しています

町では、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度を町内に展開するため、九州では初となる自治体窓口での制度取扱い認定書の交付を受けています。

持家が広すぎるため住み替えを考えている高齢者世帯がいる一方で、より広くゆとりある住まいを求めている子育て世帯などもあることから、それぞれの世帯のニーズに合った住宅への住み替えを支援することを目的とした制度です。この制度に興味のある方は、ぜひご相談ください。

※問合せ先 定住促進課 ☎92-7920

「マイホーム借上げ制度」のしくみ



「マイホーム借上げ制度」の特長

1 借り手のいない空室時も賃料を保証。安定した収入が見込めます。

制度を申し込み後、1人目の入居者が決定以降は、空室が発生しても規定の賃料を保証します（査定賃料下限の85%）。空室時の賃料保証に関しては、JTIの内部準備金をこれに充てますが、万一資金不足になった場合に備えて、国の基金も用意されているので安心です。



2 JTIが制度利用者に代わり責任を持って転貸します。

JTIが借上げて転貸するので、一般の賃貸のように家のオーナーが賃借人と直接関わることはありません。家賃の未払い、家の不適切な使用など、賃借人とのトラブルの心配は無用です。



3 入居者とは3年の定期借家契約だから再び家に戻ることもできます。

3年毎に契約が終了する定期借家契約を活用しているため安心。賃借人が居座ったり、立ち退き料を請求されることはありません。再契約をしなければ、マイホームに戻ることができますし、売却することもできます。

